

寝屋川市立学び館指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立学び館
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 和（なごやか）
所在地 大阪府寝屋川市錦町 21 番 3 号
理事長 川口 浩（かわぐち ひろし）

2 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 選定手続

『寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』第 5 条の規定に基づき、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会の意見を聴き審査を行い、指定管理者の候補者として、「特定非営利活動法人 和（なごやか）」を選定した。

〔法廷根拠〕

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

4 応募状況

(1) 説明会への参加数（令和 7 年 8 月 25 日実施）

法 人 等 の 種 類	計
特定非営利活動法人	
1	1

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和 7 年 9 月 3 日～9 月 12 日）

法 人 等 の 種 類	計
特定非営利活動法人	
1	1

5 指定管理者選定委員会

(1) 構成（計 5 人）

ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1 人
イ 経営に関する知識を有する者	1 人
ウ 学識経験を有する者	1 人
エ 寝屋川市社会教育委員	1 人
オ 寝屋川市教育委員会事務局の部長	1 人

(2) 開催経過

ア 第 1 回（令和 7 年 10 月 3 日）

委員長の選出、副委員長の指名、第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目の決定、第 1 次審査の実施

イ 第 2 回（令和 7 年 11 月 7 日）

第 1 次審査の結果確認、第 2 次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施した。

ア 第 1 次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 集客促進策が優れていること。
- d 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること。
- e 過年度程度の計画がなされ、実現可能であると共に、自主事業計画が優れていること。
- f 施設の経費縮減が図られていること。
- g 人員配置計画が適正であること。

- h 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること。
- i 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること。
- j 危機管理対策が適正であること。
- k 総合的に見て提案内容が優れていること。

【活動拠点】

1 団体の活動拠点の所在地

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a から j の各項目については 10 点満点、項目 k については 20 点満点・合計 120 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目 1 は、活動拠点が市内に在る場合には総得点の 5 % 相当を加点することとした。

また、合計点の合格最低点を 84 点とし、a から j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a から k の審査を行い、項目 1 については、申請者の活動拠点が市内に在ることを確認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人 和（なごやか）
審査項目	a	10	8.4
	b	10	8.8
	c	10	8.4
	d	10	7.6
	e	10	7.8
	f	10	8.0
	g	10	8.4
	h	10	9.0
	i	10	9.2
	j	10	9.0
	k	20	17.0

小計		120	101.6
活動拠点	1	5	5
合計			106.6

合計得点及び a から j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第 2 次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 社会教育に関する方針について
- c 学び館の管理運営について
- d 収支について
- e 人的課題について
- f 総合評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は a から e の各項目を 15 点満点、項目 f を 25 点満点で合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を 70 点とした。

(ウ) 審査結果

	項目	配点	特定非営利活動法人 和（なごやか）
審査項目	a	15	12.6
	b	15	12.0
	c	15	12.4
	d	15	10.6
	e	15	11.8

	f	25	20.4
合計		100	79.8

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、特定非営利活動法人 和（なごやか）を指定管理者の候補者として選定した。

6 寝屋川市立学び館指定管理者の指定

寝屋川市教育委員会は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人 和（なごやか）を指定管理者の候補者として決定し、令和7年12月市議会にて指定管理者の指定について議決を得て、令和7年12月24日に告示した。